

長野医療圏の災害医療確保体制の充実強化を図るため、新たな災害拠点病院の指定を求める意見書（案）

長野県では厚生労働省の通知に基づき、県内に1か所の基幹災害拠点病院と二次医療圏ごとに地域災害拠点病院を1か所ずつ指定しています。

本市を含む長野医療圏では、基幹災害拠点病院である長野赤十字病院が地域災害拠点病院にも指定されています。

長野医療圏の人口は55万人を超え、積雪への対策も必要な中山間地域を抱えた広範囲な医療圏であり、大規模な水害や地震が発生した場合は、河川の氾濫や橋りょうの崩壊などにより、中心市街地と周辺地域との交通網が分断され、孤立する地域が生じ、被災住民への必要な医療の提供が困難になることが容易に考えられます。

よって、長野県におかれては、長野医療圏の災害時における医療確保体制を充実強化するため、下記の事項について実施されるよう要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

長野医療圏の災害医療確保体制を充実強化するため、災害拠点病院の複数指定を図ること。

平成26年12月16日

長野県知事宛

長野市議会議長 高野正晴